

報 告 事 項

平 成 31 年 3 月 定 例 会

平成31年 3 月岡崎市議会定例会報告事項目録

報告番号	件名	ページ
1	損害賠償の額を定める専決処分について	1
2	岡崎市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について	5
3	損害賠償の額を定める専決処分について	9

平成31年報告第1号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月28日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

平成31年1月29日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

1 損害賠償額

54,000円

2 事故の概要

平成30年11月27日午前9時45分頃、静岡県浜松市西区舘山寺町195番地のはままつフラワーパーク駐車場内において、公用車を駐車するために後進した際、右後方の相手方所有の車止めポールに接触し、当該車止めポールを損傷する損害を与えた。

平成31年報告第2号

岡崎市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の
専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決
処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月28日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された条例を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成31年2月6日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年岡崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年報告第3号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月28日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

平成31年1月4日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

1 損害賠償額

8,753円

2 事故の概要

平成30年10月11日午前9時頃、岡崎市渡町字東浦53番地先の市道渡矢作川堤線上において、相手方自動車が対向車とすれ違うため路肩部分に寄せたところ、舗装面と路肩部分の段差により当該自動車の左前タイヤ及びホイールを損傷する損害を与えた。